



埼玉県報

第 2835 号
平成 28 年(2016 年)
9 月 23 日
金曜日

目次

規則

- ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則（みどり自然課）

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業における保留地処分に係る公告（八潮新都市建設事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 循環器・呼吸器病センター医療情報システム（医用画像情報システム）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 小児医療センター新病院医療情報システム用端末機器の調達に関する入札公告（経営管理課）

規 則

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十九号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則（昭和五十四年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「第二十七条第一項第二号及び第三号口において同じ。」は、その延長の十分の五に相当する長さ又は接道部から出入口を控除した長さ以上の部分について緑化を行うもの」を「以下同じ。」（接道部に消防法（昭和二十三年法律第八十六号）その他の法令により緑化を行うことができない部分が存する場合にあつては、その部分を除いた部分。以下この号において同じ。）における緑化を行う部分の長さは、接道部の長さの十分の五に相当する長さ又は接道部から出入口の部分を除いた部分の長さ以上」に改める。

第二十七条第一項第三号ハを同号トとし、同号ロ中「緑化」の下に「を行う部分」を加え、同号ロを同号へとし、同号イを同号ホとし、同号にイからニまでとして次のように加える。

イ 消防法その他の法令により緑化を行うことができない区域の面積

ロ 接道部における消防法その他の法令により緑化を行うことができない部分の長さ

ハ 接道部における出入口の部分に係る長さ

ニ 樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積

第二十九条の表中「越谷市」の下に「、戸田市」を加える。

様式第七号（別紙1及び別紙2以外の部分に限る。）、様式第八号（別紙1及び別紙2以外の部分に限る。）及び様式第九号（別紙1及び別紙2以外の部分に限る。）を次のように改める。

緑化計画届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

㊤

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

代理人

住所

氏名

㊤

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

担当者名

次のとおり緑化計画を作成したので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条第1項の規定により、届け出ます。

工 事 種 別	
建 築 物 の 用 途	
敷 地 の 所 在 地	

緑化着工予定日	緑化完了予定日
年 月 日	年 月 日

用途地域等	建蔽率
1 用途地域等 ()	1 あり (%)
2 その他の区域	2 なし

敷地面積 (全体)	
S	m ²

接道部の長さ	
L	m

樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積	
敷地地上部において樹木による緑化を行う面積	
(別紙2の緑化面積等計算表の㊤)	
T'	m ²

法令により緑化を行うことができない区域の面積	
S'	m ²

法令により緑化を行うことができない部分の長さ	
L' 1	m

出入口の部分に係る長さ	
L' 2	m

(緑化面積の基準算定式)

- 1 用途地域内
 $a = (S - S') \times (1 - \text{建蔽率}) \times 0.5$
 2 その他の区域
 $a = (S - S') \times 0.25$

(接道部緑化の基準算定式)

$\ell = ((L - L' 1) \times 0.5)$ 又は $(L - (L' 1 + L' 2))$
 いずれか小さい値

(高木植栽本数の基準算定式)

$t = T' / 20 \text{ m}^2$

基準	緑化を要する面積	緑化を要する接道部の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	a	ℓ	t
	m ²	m	本

◎ $A \geq a$ 、 $L 1 \geq \ell$ 、 $T \geq t$ となるようにすること。

計画	緑化面積 (A 1 + A 2)	接道部の緑化を行う部分の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	A	L 1	T
	m ²	m	本

(別紙1の緑化計画内容一覧表の敷地の緑化面積「A 1」+建築物上の緑化面積「A 2」)

注

- 位置図(行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すもの)、緑化計画平面図(建築物上の緑化計画に係る平面図も含む。)、緑化計画断面図(壁面の緑化や駐車場の緑化を行う場合に限る。)、及び建築物立面図(2面以上の緑化を行う場合)を添付すること。
- 消防法その他の法令により緑化を行うことができない区域の面積(S')又は接道部における消防法その他の法令により緑化を行うことができない部分の長さ(L' 1)が存する場合には、緑化計画平面図に明示するとともに緑化を行うことができない理由及び根拠法令を示すこと。
- 接道部の長さ、出入口の部分に係る長さ及び接道部の緑化を行う部分の長さについては、平面図に明示すること。
- 高木となる樹木とは、成木の高さが通常2.5m以上となる樹木をいう。

緑化計画変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

代理人

住所

氏名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

担当者名

年 月 日付けで届け出た緑化計画について次のとおり変更したいので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条第2項の規定により届け出ます。

変更内容（該当する□に✓印を記入すること。）

□届出者

変更前	変更後
住 所： 氏 名： (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)	住 所： 氏 名： (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)

□敷地面積等

敷地面積（全体）		
S	(変更前) m ²	(変更後) m ²
法令により緑化を行うことができない区域の面積		
S'	(変更前) m ²	(変更後) m ²

□接道部等の長さ

接道部の長さ		
L	(変更前) m	(変更後) m
法令により緑化を行うことができない部分の長さ		
L' 1	(変更前) m	(変更後) m
出入口の部分に係る長さ		
L' 2	(変更前) m	(変更後) m

□樹木の植栽面積

樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積 敷地地上部において樹木による 緑化を行う面積 (別紙2の緑化面積等計算表の①)		
T'	(変更前) m ²	(変更後) m ²

(緑化面積の基準算定式)

- 1 用途地域内
a = (S - S') × (1 - 建蔽率) × 0.5
- 2 その他の区域
a = (S - S') × 0.25

(接道部緑化の基準算定式)

$$l = ((L - L' 1) \times 0.5) \text{ 又は } (L - (L' 1 + L' 2))$$

いずれか小さい値

(高木植栽本数の基準算定式)

$$t = T' / 20 \text{ m}^2$$

□緑化基準

基準	緑化を要する面積		緑化を要する接道部の長さ		高木となる樹木の植栽本数			
	a	(変更前) m ²	(変更後) m ²	l	(変更前) m	(変更後) m	t	(変更前) 本

□緑化計画

計画	緑化面積 (A 1 + A 2)		接道部の緑化を行う部分の長さ		高木となる樹木の植栽本数			
	A	(変更前) m ²	(変更後) m ²	L 1	(変更前) m	(変更後) m	T	(変更前) 本

注 緑化計画変更後の図面を添付すること。

緑化完了報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

代理人

住所

氏名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

担当者名

年 月 日付け（年 月 日付け変更）で届け出た緑化計画に係る緑化が完了したので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第29条第1項の規定により、次のとおり報告します。

工 事 種 別	
建 築 物 の 用 途	
敷 地 の 所 在 地	

緑化着工日	緑化完了日
年 月 日	年 月 日

用途地域等	建蔽率
1 用途地域等（ ）	1 あり（ %）
2 その他の区域	2 なし

敷地面積（全体）	接道部の長さ	樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積
S m ²	L m	敷地地上部において樹木による緑化を行う面積
法令により緑化を行うことができない区域の面積	法令により緑化を行うことができない部分の長さ	（別紙2の緑化面積等計算表の㉑）
S' m ²	L' 1 m	T' m ²

出入口の部分に係る長さ
L' 2 m

(緑化面積の基準算定式)

- 1 用途地域内
 $a = (S - S') \times (1 - \text{建蔽率}) \times 0.5$
 2 その他の区域
 $a = (S - S') \times 0.25$

(接道部緑化の基準算定式)

$\ell = ((L - L' 1) \times 0.5) \text{ 又は } (L - (L' 1 + L' 2))$
 いずれか小さい値

(高木植栽本数の基準算定式)

$t = T' / 20 \text{ m}^2$

基 準	緑化を要する面積	緑化を要する接道部の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	a m ²	ℓ m	t 本

㉑ A ≥ a、L 1 ≥ ℓ、T ≥ t となるようにすること。

完 了	緑化面積（A 1 + A 2）	接道部の緑化を行う部分の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	A m ²	L 1 m	T 本

(別紙1の緑化完了内容一覧表の敷地の緑化面積「A 1」+建築物上の緑化面積「A 2」)

注 緑化計画届出書（緑化計画変更届出書）の内容と実績が異なる場合には、位置図（行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すもの）、緑化完了平面図（建築物上の緑化に係るものも含む。）、緑化完了断面図（壁面の緑化や駐車場の緑化を行った場合に限る。）及び建築物立面図（建築物上の緑化を行った場合に限る。）を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第二十九条の規定は、この規則の施行日以後に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物について新築、増築、改築又は移転を行おうとする者について適用し、その他の者については、なお従前の例による。

告 示

埼玉県告示第千二百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 N P O 情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

N P O 法人お茶の子彩彩

三 代表者の氏名

田中 諭

四 主たる事務所の所在地

埼玉県日高市大字下鹿山五百二番地十五

五 定款に記載された目的

この法人は、暮らしの中で生じる身近な法律問題に対し、セミナーや相談会の開催等にて早期解消のお手伝いを行う事、及び高齢化や空き家問題等の地域の問題解決の為に提案や地域住民へのサポート等を行う事、及び老若男女が楽しめるイベントの開催にて人生を楽しめるお手伝いをする事で社会に貢献する事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人狭山歴史ガイドの会

三 代表者の氏名

塩崎 裕司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市大字北入曾千三百三十六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、主に狭山市の行政、公民館等と協働して史跡・文化財を保護・保存し、広く狭山市の史跡・文化財を紹介することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百五十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年九月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人 J・B・ハウス
- 三 代表者の氏名
花岡 貴和子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市宮本町七十七番地一セントラルハイツ熊谷八百八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の子供達及び高齢者に対し「ふれあいと健やかな生活」を提
供するとともに、日本の伝統文化にふれ、継承することで、誰もが心豊かに暮ら
せる地域社会を創造し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千二百五十四号

熊谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県知事 上田清司

熊谷市	平成二十六年 度地籍簿	二冊	吉岡四十二 （平塚新田の 一部、楊井 の一部）	平成二十八年 九月十五日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	地名	年月日

告 示

埼玉県告示第千二百五十五号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百五十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
片倉 知博	視覚障害	眼科	医療法人誠壽会上福岡総合病院	一 ふじみ野市福岡九百三十	平成二十八年五月二日
池内 梨絵	視覚障害	眼科	北里大学メディカルセンタ 	北本市荒井六―百	平成二十八年九月九日
木村 圭介	視覚障害	眼科	三郷中央きむら眼科	三郷市中央二―二―四	同
田中 敦	視覚障害	眼科	医療法人視心会えのき眼科	狭山市南入曾五百六十五 ―十一	同
服部 貴明	視覚障害	眼科	服部クリニック	二 本庄市東台四―一―二十	同

佐藤 佑樹
聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害

耳鼻咽喉科

医療法人社団幹友会小野耳鼻咽喉科

草加市松原一―七―二十
二さいゆうヴィレッジ二階

同

柴崎 修
聴覚障害、平衡機能障害

耳鼻咽喉科

埼玉医科大学病院

入間郡毛呂山町毛呂本郷
三十八

同

西澤 悦子
平衡機能障害、音声・言語機能障害

神経内科

医療法人社団東光会戸田中央総合病院

戸田市本町一―十九―三

同

池田 俊貴
肢体不自由

脳神経外科

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

熊谷市板井千六百九十六

同

伊東 美栄子
肢体不自由

リハビリテーション科

医療法人新青会川口工業総合病院

川口市青木一―十八―十五

同

糸川 牧夫	肢体不自由	整形外科	医療法人社団秀栄会所沢 第一病院	所沢市下安松千五百五十 九―一	同
今西 淳悟	肢体不自由	骨軟部組織腫瘍 科・整形外科	埼玉医科大学国際医療セ ンター	日高市山根千三百九十七 ―一	同
大淵 敏樹	肢体不自由	脳神経外科	埼玉県総合リハビリテーシ ョンセンター	上尾市西貝塚百四十八― 一	同
佐々尾 宙	肢体不自由	整形外科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	同
副島 誠	肢体不自由	膠原病内科（リウ マチ科）	草加市立病院	草加市草加二―二十一― 一	同
生田目 禎子	肢体不自由	神経内科	独立行政法人国立病院機 構東埼玉病院	蓮田市黒浜四千百四十七	同

村上	てるみ	肢体不自由	神経内科	独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院	蓮田市黒浜四千百四十七	同
森田	定雄	肢体不自由	整形外科	医療法人名圭会白岡整形 外科	白岡市小久喜千六十七 二	同
工藤	樹彦	心臓機能障害	心臓血管外科	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	和光市諏訪二―一	同
小柳	俊哉	心臓機能障害	心臓血管外科	社会医療法人財団石心会 埼玉石心会病院	狭山市鶴ノ木一―三十三	同
市川	篤	呼吸器機能障害	内科	医療生協さいたま生活協同 組合埼玉協同病院	川口市木曾呂千三百十七	同
金田	聡門	呼吸器機能障害	呼吸器内科	医療法人社団愛友会上尾 中央総合病院	上尾市柏座一―十一十	同
濱元	陽一郎	呼吸器機能障害	呼吸器内科	独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	所沢市若狭二―千六百七 十一	同

青木 文夫	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	社会医療法人東明会原田病院	入間市豊岡一―十三―三	同
石井 信行	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	医療法人誠壽会上福岡総合病院	ふじみ野市福岡九百三十一	同
加藤 文昭	ぼうこう又は直腸機能障害	消化器外科	医療法人社団武蔵野会新座志木中央総合病院	新座市東北一―七―二	同
橋本 恭伸	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口五―十一―五	同
安江 英晴	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	医療法人社団清幸会行田中央総合病院	行田市富士見町二―十七―十七	同
平原 和紀	肝臓機能障害	内科	医療法人花仁会秩父病院	秩父市和泉町二十	同
藤田 尚己	肝臓機能障害	消化器内科	埼玉よりい病院	大里郡寄居町大字用土三百九十五	同

告 示

埼玉県告示第千二百五十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名

指定障害区分

医療機関の名称

医療機関の所在地

辞退年月日

吉田 裕俊

肢体不自由

社会福祉法人恩賜財団済生会支部
埼玉県済生会川口総合病院

川口市西川口五―十一―
五

平成二十五年三月三十一日

白倉 聡

聴覚障害、平衡機能
障害、音声・言語機
能障害、そしやく機
能障害

埼玉県立がんセンター

北足立郡伊奈町大字小室
七百人十

平成二十八年三月三十一日

畑中 章生

聴覚障害、平衡機能
障害、音声・言語機
能障害、そしやく機
能障害

埼玉県立がんセンター

北足立郡伊奈町大字小室
七百人十

同

龍治 修

ぼうこう又は直腸機
能障害

社会福祉法人恩賜財団済生会支部
埼玉県済生会川口総合病院

川口市西川口五―十一―
五

平成二十八年四月三十日

篠澤 一樹

肢体不自由

社会福祉法人恩賜財団済生会支部
埼玉県済生会川口総合病院

川口市西川口五―十一―
五

平成二十八年五月三十一日

井坂 茂夫

じん臓機能障害、ぼ
うこう又は直腸機能
障害

一般社団法人巨樹の会新久喜総合
病院

久喜市上早見四百十八―
一

平成二十八年七月五日

告 示

埼玉県告示第千二百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セキチューせんげん台西店

埼玉県越谷市千間台西五丁目一番八号外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社玉川工業 代表取締役 玉川大樹

千葉県茂原市早野千七十一番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社セキチュー 代表取締役 関口忠弘

群馬県高崎市倉賀野町四千五百三十一番地一

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年五月三日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百五十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前六時三十分から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

届出年月日

平成二十八年九月二日

二 縦覧期間

平成二十八年九月二十三日から平成二十九年一月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月二十三日から平成二十九年一月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百五十九号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

川越市大字砂地内ほか

四 作業期間

平成二十八年九月十五日から平成二十八年十月三十一日まで

告示

埼玉県告示第千二百六十号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号百三十二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百十六街区一画地（八潮市大字圀百二十九番四外）

(2) 地積

二百八十六・八四平方メートル

(3) 予定価格

五千六百七十九万四千三百二十円

ロ 保留地番号百三十三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百十七街区五画地（八潮市大字圀百三十七番三外）

(2) 地積

七百四十四・三四平方メートル

(3) 予定価格

一億千三百八十八万四千二十円

ハ 保留地番号百三十四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百十七街区七画地（八潮市大字圀百四十八番四外）

(2) 地積

三百七十二・七五平方メートル

(3) 予定価格

六千九百三十三万五千五百円

ニ 保留地番号百三十五

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百十八街区二十画地（八潮市大字
垢百五十一番一外）

(2) 地積

六百十三・二七平方メートル

(3) 予定価格

一億五十七万六千二百八十円

二 抽選に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ロ 抽選の公正な執行を妨げた者

ハ 未成年者

ニ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

ホ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(1) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ヘ 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

ト 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

チ 契約者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

(1) 郵送受付期間 平成二十八年十月二十九日（土）から同年十一月六日（日）まで（消印有効）

(2) 窓口受付期間 平成二十八年十月三十一日（月）から同年十一月九日（水）まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）の午前九時から午後五時まで

ロ 郵送・窓口受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時

平成二十八年十一月十九日（土）午前十時三十分

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、TX八潮駅西宅地販売センターにおいて配布する。

なお、郵送を希望する者は、同センター（電話〇一二〇―八四―二四四一）に請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年六月十三日

指令川建セ第二七〇〇二四一号

二 検査済証番号

平成二十八年九月十六日

川建セ第二八〇〇二六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字久保五百二十四番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市三光町十番一

三樹ハウジング 株式会社 代表取締役 奥田 俊介

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十八年七月十四日

指令川建セ第二八〇〇一四〇号

二 検査済証番号

平成二十八年九月二十日

川建セ第二八〇〇二七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字久保前四百五十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀八百九十七番地四

安倍 孝広

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十八年九月十三日

指令越建セ第二八〇〇〇七一号

二 検査済証番号

平成二十八年九月十四日

越建セ第二一〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町和戸三丁目二百四十一番二、二百四十一番十一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都豊島区東池袋三丁目一―一

株式会社ファミリーマート 代表取締役 中山 勇

告 示

埼玉県病院事業告示第六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

医療情報システム（医用画像情報システム）一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年5月31日

(4) 納入場所

埼玉県熊谷市板井1696番地

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされ登録されている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 神久・番匠
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696番地
循環器・呼吸器病センター 医事・経営担当 高橋
電話048-536-9900 ファクシミリ048-536-9920

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成28年11月4日 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年11月2日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年11月4日 午前10時10分
開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14

年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成28年10月17日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

One set of Medical Information System (Medical imaging information system)

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., November 4, 2016 (bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m., November 2, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

小児医療センター新病院医療情報システム用端末機器 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年1月31日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされ登録されている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 神久・番匠
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地
小児医療センター 医事・経営担当 吉田
電話048-758-1811 ファクシミリ048-758-1818

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成28年11月4日 午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年11月2日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年11月4日 午前11時10分
開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14

年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成28年10月17日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Medical information system apparatus

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m., November 4, 2016 (bidding by registered mail must be received

by 5:00 p.m., November 2, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985